

船舶所有者の皆さまへ

平成 27 年 9 月分から 厚生年金保険料率が変わります

平成 16 年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は平成 29 年 9 月まで毎年改定されることになっています。

平成 27 年 9 月分（11 月 2 日納付期限分）から平成 28 年 8 月分（同年 9 月 30 日納付期限分）までの厚生年金保険料率は、次のとおりです。

	【現行】 (平成 27 年 8 月分まで)		【変更後】 (平成 27 年 9 月分から)
船員被保険者	17.688%	⇒	17.936%

< お願い >

- 厚生年金保険料率の改定については、船員被保険者の皆さまにもお知らせください。
- 被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などは、法律により必ず事業主から被保険者に通知しなければならないことになっています。船員被保険者の方が、ご自身の記録を確認するためにも必ず通知してください。
- 船員の方を採用したときまたは退職したときは、すみやかに資格取得届または資格喪失届を管轄の年金事務所に提出してください。被保険者証の早期発行につながります。
 - ※被保険者証は、提出された資格取得届に基づき全国健康保険協会において作成しています。
 - また、資格喪失届が提出されていないと疾病任意継続被保険者の被保険者証を発行することができません。
- 船員保険の資格取得届提出時には、基礎年金番号の確認のため、被保険者に年金手帳の提出を求め、確認終了後には返却をお願いします。